

「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法、靈感商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「SNS上に通常6千円のシャンプーが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入するためサイトを訪れ、注文を確定する画面の上方に細かい文字で「5回継続購入」の記載に気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたが、「購入条件は明記されている」と言われ、断られた。」

- ・ ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ・ 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- ・ 不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

TEL(局番なし)188

※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

なお、日曜、祝日の10:00～16:00は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

TEL 058-277-1003

FAX 058-277-1005

※Web検索＝岐阜県消費者の窓